

令和7年度2回目認定日本語教育機関の認定結果一覧

根拠規定略称説明

法：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律

規：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則

認：認定日本語教育機関認定基準

確：認定日本語教育機関の認定等に当たり確認すべき事項

指：認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針

ガ：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン

施行通知：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律等の施行について

○認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	みつばし日本語学校		
	機関所在地	愛知県名古屋	設置者	株式会社スリースターズグローバル
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	情報の公表が必要な項目として法令に定めるもののうち、「日本語教育課程の授業科目及びその内容」、「生徒、教員及び職員の数」及び「学則」については様式第8号では「有」とされており、添付書類(31)でも掲載することとなっている。しかし、既に公開されているホームページ上には掲載されるスペースが見当たらず、ホームページ掲載内容が未確定であるため、確実に適切な情報の公表を実施すること。	

2	日本語教育機関名	万和国际教育学院		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社万和教育グループ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	280
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース／進学1年3か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	授業科目「読む」「ケース学習」における「教員の観察、学生の質問回答などからルーブリックで評価する」旨の記載等、各科目における主観的な評価の割合が高いため、ルーブリック評価の在り方について再検討し、各評価に客観性・公平性が担保された適切な評価基準と運用方法を確立すること。	
	授業科目	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	一部の授業科目について、到達目標、学習内容及び学習時間の整合性を改めて確認すること。	
	点検・評価及び結果を公表するための体制の整備	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価を行う実施体制が複雑化しているため、機関において整理し、外部からも分かりやすいよう明確な評価体制を検討すること。	

3	日本語教育機関名	Coto Japanese Institute		
	機関所在地	東京都国分寺市	設置者	Coto World株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	Practical Japanese & Career Readiness – (1 year) / Advanced Japanese Communication & Career Growth – (1 year)		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	学則に規定されている「学内編入」について、あらかじめホームページ、学校案内等で情報提供を行い、編入を希望する生徒が申請の受付及び期限等について分かるように努めること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	機関内で実施される各種研修や生徒の支援に当たっては、主任教員の担当するものが多くを占める体制となっているため、主任教員に過度な負担にならないよう配慮すること。その上で、特に各授業科目の評価方法などについては、主任教員を中心として機関全体で定期的な見直し、研修を行うなどの組織的な維持向上に努めること。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	機関側が設定する学習内容を生徒が理解して学習を進められるように、コース全体での学習内容と目標を整理し、学期ごとあるいは必要に応じて、橋渡しとなる情報を加えて生徒に示すようにすること。特に、Practical Japanese & Career Readiness - (1year)修了後に、翌年度からの Advanced Japanese Communication & Career Growth - (1year)へ編入することも可能なコース設計を取っていることから、学習内容には重複が生じないよう留意すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	様式第10-2号の各科目の学習成果の評価において、「日本語と文化理解」のように同一科目内で「読む」「聞く」「話す（やりとり）」「話す（発表）」「書く」の5技能の言語活動別に評価される科目がある一方で、「JLPT試験対策演習」のように評価項目が「自律学習」の自己評価のみで、言語運用能力を身に付けることを目標とせず、成績に含めない科目があるため、生徒が混乱したり学習目標を見失わないように、コース開始前に明示的な説明を行うこと。また、「日本語と文化理解」の学習成果の評価が小テストなどの複数回に及ぶ形成的評価である一方、科目の成績部分に期末テスト（総括的評価）の記述があり、形成的評価と総括的評価をどう合算し、どのような割合で各技能を評価するのか不明瞭な点が見受けられたことから、言語活動ごとの評価方法について、合理性及び妥当性が明確となるよう、整理・検討すること。	

4	日本語教育機関名	穴吹国際みらい専門学校日本語学科		
	機関所在地	広島県福山市	設置者	学校法人穴吹学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	200
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	「総合」授業科目については、科目としての到達度評価と各言語活動の熟達度評価との関係性を改めて整理・精査し、言語活動統合型科目としての学習成果をよりの確に把握できる評価の在り方を検討・実施すること。	
	生活指導担当者等	法 2条3項2号ニ 認 32条 確 2(4)①	生徒の母語による対応については、グループ校との連携により不測の事態を含めた対応が可能との説明であったが、一定の割合を占める国籍の生徒に対する母語対応体制については、当該機関として計画的に整備を進め、確実に履行すること。	

5	日本語教育機関名	日米会話学院日本語研修所		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	一般財団法人国際教育振興会
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	140
	設置課程	キャリア形成1年課程A／キャリア形成1年課程B／キャリア形成1年課程C／キャリア形成1年課程D／キャリア形成1年課程E／キャリア形成2年課程A／キャリア形成2年課程B		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	申請書類及び面接審査での回答からは、点検結果のフィードバックの方法が必ずしも明確ではなかったことから、当該方法を含めた実施計画について、一層の具体化を図ること。 また、点検・評価の結果公表に関し、機関のホームページ上での掲載箇所が分かりにくい状況にあることから、掲載場所や公表方法について、より分かりやすいものとなるよう工夫すること。	
	教育課程編成の考え方	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)	申請に係る教育課程は、修業期間又は到達目標が異なる7つの課程で、全ての課程において生徒を年に4回受け入れる計画である。クラスはレベル別に編成されており、受け入れた生徒は各課程が定める開始当初のレベルのクラスに配置され、順次上のレベルのクラスへ進級する仕組みである。その結果、同一レベルのクラスで複数の課程の生徒が合同で授業を受けることになる。このような運営形態で実施するに当たっては、各課程の生徒の修業期間及び到達目標の達成に支障が生じることがないように、教室・教員の計画、受入時の日本語能力の確認、学習期間・到達目標に係る学習の管理等を十全に行うこと。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	設置する課程は、多様なキャリアを想定した名称だが、学習内容はビジネスに関する比重が高いことから、教育目標に照らし、学習内容に大きな偏りがないように工夫すること。	

6	日本語教育機関名	Japan Language School 横浜		
	機関所在地	神奈川県横浜市	設置者	株式会社ネクストアメニティ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	教材等	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(7)	授業において、生教材及びテレビのニュース番組やドキュメンタリー番組を教材として使用することが計画されているが、著作権者の利用許諾を得るなど著作物利用について必要な対応を図ること。また、教員はもとより生徒に対しても、学内において著作権に関する基本的な考え方や知識を理解する機会を設け、著作権侵害に至らないように努めること。	
教材等 学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(7)(8)	生徒自らが生教材を選ぶ授業内容が計画されているが、学習目標を見据えた教材としての妥当性の判断、及び学習成果の評価方法を明確にし、教員間で共有するとともに、生徒にも示すこと。		

7	日本語教育機関名	YAMASA言語文化学院		
	機関所在地	愛知県岡崎市	設置者	学校法人服部学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	120
	設置課程	言語文化研究2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
			留意事項なし	

8	日本語教育機関名	東京国際交流学院池袋校		
	機関所在地	東京都豊島区	設置者	東京国際交流株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	240
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	<p>本務等教員数が基準数と同数の体制で、日本語教育歴がない又は経験が浅い教員が多くを占める中、主任教員以外は全員週20単位時間を担当するとともに、2～3クラスの担任と生活指導にも当たる業務量であり、研修の実施や受講に懸念が持たれる。</p> <p>また、授業見学等のOJTで行う研修も計画されているが、年1～2回の実施で、初任者に特化した計画ではない。さらに、面接時には主任教員が初任者の授業見学をする際や日々の授業においても教案確認を求めない旨の回答があったことから、初任者が日本語教育の参照枠の理念や内容に理解を深めた上で、授業実践ができる機会が十分に確保されていない状況にある。</p> <p>以上のことから、学校運営全体の業務量を考慮した上で、段階的な人材育成ができる研修計画を整備すること。</p>	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	<p>進学1年6か月課程は入学後、使用教材の初級Ⅱを活用してA2レベル到達を目標とするレベルから始まるが、教育課程開始時に同教材の初級Ⅰで履修する文法事項の確認や復習を行う授業時間の設定はなく、また、A2レベルの学習時間を、初級Ⅰ履修済である進学2年課程と同様に260単位時間と設定していることから、その後のレベルの学習に影響が出ないよう、より効果的な学習方法を工夫すること。</p>	
	入学者の日本語能力等の確認	法 2条3項2号ハ 認 27条		

<p>学則</p>	<p>法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条</p>	<p>学則第10条の本文中、規定されていない号を引用しており、同第11条に規定すべき副主任教員規定がない等の不備が見受けられる。また、修了及び卒業の定義や、成績評価の合格基準が不明確であることに加えて、現状の規定では出席要件を満たせば、成績が全てD（59～0点）でも修了できる内容となっていることから、生徒にとって分かりやすい表現で適切な内容となるよう、条文全体を見直し、整理すること。</p> <p>学則第23条に定める分納手数料、同第25条の遅延損害金、及び学費返還規定第7条の返還時事務手数料について、法的根拠等を踏まえて見直し、要すれば是正すること。</p> <p>学費返還規定第5条に定められた初年度の退学における取扱いについて、生徒納付金は原則として返還しない旨の記載があるが、消費者契約に係る特定商取引法等の関係法令に抵触しないことを確認し、要すれば是正すること。</p>
<p>日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）</p>	<p>法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ</p>	<p>様式第4-7号の生徒諸費に含まれる「支給教材費」や「生徒保健費」の計上内容を確認したところ、生徒納付金に含まれる「教材費」や「保険料」が適切な支出科目や金額として反映されていないことから、経費の見直し、適切な収支計画を立てること。</p>
<p>校長</p>	<p>法 2条3項2号イ 認 4条 確 2(1)③</p>	<p>校長は、設置者が別に設置する告示校の校長を兼務しており、申請機関への出勤が週2日であること、また、通常業務の判断は副校長、高度な判断が必要な場合は校長が行う旨の説明がなされたことから、副校長が当該機関の実質的な責任者と位置付けられる。そのため、事業計画書にある「上席者の役割、判断、考え方を伝える仕組み、制度」の構築・体制整備を行い、教育機関として安定した組織、運営体制の早期構築に努めること。</p>

9	日本語教育機関名	えびす日本語学校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	株式会社福和楽
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	360
	設置課程	進学2年コース（初級1スタートクラス）／進学2年コース（初級2スタートクラス）／進学1年6か月コース（初級1スタートクラス）／進学1年6か月コース（初級2スタートクラス）		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	教育課程の到達目標・到達レベル レベル設定及び学期 学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)(4)(8)	全ての言語活動が複数の授業科目にまたがって扱われるカリキュラムになっているため、生徒や担当教員が混乱しないように、各授業科目での評価と言語活動ごとの到達度との関係を整理し、あらかじめ示すこと。特に、進学2年コース（初級2スタートクラス）においては、到達目標がC1と高く設定されていることから、その達成に向けた教育の維持向上を図る体制を整備すること。	
	教材等	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(7)	上級クラスでは、複数の科目においてニュース等の生教材の使用が想定されていることから、それらの利用に当たっては、著作権について十分に確認した上で、適切な対応を行うこと。	
入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	入学者の募集を行う際は、入学を希望する者に対して、資格外活動のルール等在留資格に関する一般的な注意事項と、在学中の一般的な生活費用についても適切かつ正確に情報の提供を行うこと。		

10	日本語教育機関名	日本語学校ひかり		
	機関所在地	沖縄県沖縄市	設置者	有限会社光和商事
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	教育の質の維持、代講のリスク等の観点から、1日に同じ教員が8単位時間を担当する教育体制について再考すること。	
	校長	法 2条3項2号イ 認 4条 確 2(1)①	これまで経験した日本人に対する教育と、今後実施する外国人留学生に対する教育との違いに目を向け、現場の教員が目指す教育の在り方を尊重し、日本語教育機関の質の向上を目指すため、機関を統括する者として自己研鑽に努めること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑩	様式第6-7号に記載された研修は非常に数が多く、また、担当教員が教えることを中心とした内容になっているため、完成年度以降、教員の業務負担を考慮すると、授業を実施しながら計画どおりに研修を実施できない懸念がある。ついては、教員が自律的に学んでいく研修手法も一部に取り入れる等し、実効性の高い研修計画を再考すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	添付書類(23)で示された「会話」のルーブリック表は、評価の観点及び記述において、会話の内容によっては評価に適さない記述文を含む等、生徒の日本語能力を適切に評価するには十分であると言えないことから、評価法について改善を図ること。また、修了時も含めた成績評価の方法と基準が複雑で分かりにくいことから、教職員の間で十分に共有するとともに、生徒に対して適切に周知すること。	

11	日本語教育機関名	東川国際文化福祉専門学校		
	機関所在地	北海道上川郡	設置者	学校法人 北工学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	200
	設置課程	進学2年課程／就職2年課程／進学1年6か月課程／就職1年6か月課程／介護進学1年課程／特定技能1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	当該日本語学科の在籍生徒にも記載内容が十分に理解できるよう、休学や除籍等の扱いについての各規定における他学科との違いや、授業料以外に支払う可能性のある費用等を明確化して示すこと。	
	授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑩	学内研修に関しては、機関として設定した研修に加えて、主任・副主任による新任研修や授業改善のための面談等をいくつか設定し、個々の教員の要望や必要性に応じて柔軟に研修を行っているとのことであった。教師の成長を学び合うという観点から捉えた学内研修を含めて、教員のキャリア形成につながるような研修機会の提供に努めること。	
	教育課程編成の考え方 授業科目	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)(6)	機関の理念や特徴を踏まえ、地域性も生かして設定された「交流」という授業科目について、より日本語能力の育成につながるよう、扱う言語活動との関係性を更に精査し、学習内容や評価活動を明確化すること。また、行動中心アプローチの教育実践に向けた教材の選定や研修の実施など、カリキュラム開発及び授業改善のための取組に力を入れているところ、一部の試験対策的な学習活動との整合性について機関内での研究を進め、更なる学習内容の改善を行うこと。	
	教材等	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(7)	授業に使用する教材については、著作権を侵害しないように取り扱うこと。	

12	日本語教育機関名	東洋言語学院		
	機関所在地	東京都江戸川区	設置者	学校法人滋慶学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	700
	設置課程	キャリアデザイン進学専攻2年課程／キャリアデザイン進学専攻1年9か月課程／キャリアデザイン進学専攻1年6か月課程／キャリアデザイン進学専攻1年3か月課程／キャリアデザイン就職専攻1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	情報の公表については、自己点検の項目、評価結果及び改善状況に加え、認定法施行規則第7条に規定される事項について、生徒及び関係者が容易に理解できるよう、公表内容は体系的かつ分かりやすい形で整理・充実させること。	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	自己点検の実施に当たっては、実施主体、実施時期、点検・評価の方法及び結果の取りまとめ方法を含めた実施スキームを明確にするとともに、点検結果の外部への公表時期、範囲、方法について、あらかじめ具体的に整理すること。	
日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	本務等教員間で教務、生活指導、進路指導など業務分担を行い、円滑な教育実践を支えるシステム構築を行っているとのことだが、不測の事態なども想定して更に教員を確保するなど、業務過多とならないように教員の体制を整備すること。		
出席管理体制	法 2条3項2号ニ 認 30条 ガ 1	現在の出席の取扱いは、学則第21条の卒業要件の出席時間数の計算を形骸化しかねず不合理であるため、取扱いを整理すること。		

13	日本語教育機関名	LINK国際アカデミー		
	機関所在地	大阪府枚方市	設置者	株式会社三立教育
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	学習の評価及び修了要件について、評価の具体的な基準が示されていないことから、具体的な成績評価方法を細則に規定する等により、あらかじめ生徒へ共有すること。	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	入学案内（募集要項）における寄宿舎の案内や寄宿舎規程について、入寮後1年間は退寮不可といった不適切な対応がなされるとの誤解や混乱が生じないように、入学希望者に対し正確な情報の提供に努めること。 出願時に入学希望者に提出を求める誓約書における学費の返還に関する内容が、学納金返還規程と矛盾していることから、入学希望者が誤解したり混乱したりしないように、記載を改めること。	
	授業科目	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)	「日本語総合（〇〇）」という名称の科目が多く、また同じ教材を多くの科目で利用することから、生徒が学習を進める上で混乱しないよう、教員全員が各科目の指導内容、教材と科目の関係を十分に把握し、科目の指導内容や学習範囲などについて情報を適切に共有すること。	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	修了要件について、各科目における評価の平均成績がD以上及び出席率が85%以上であることとする方法は、全科目における評価の変動を一定に均すためとの説明があったが、目標への到達の評価が適切に行われるか改めて確認し、適切な評価を行うこと。また、あらかじめ評価方法等を具体的かつ理解しやすい形で生徒へ共有すること。	

14	日本語教育機関名	東京ワールド日本語学校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	有限会社東京ワールド外語学院
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	1752
	設置課程	進学1年課程／進学1年3か月課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	現在の研修計画において、具体的にOJTを計画していたものは新任教員を対象とした研修にとどまっていたことから、教員全体のスキルアップを図るためのOJTを含む組織的な研修計画をより具体的に策定すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	学期の総合成績の評価方法について、期末試験で成績を評価する授業科目と、ルーブリックによるパフォーマンス評価を行う授業科目の成績を平均することの妥当性について、定量化に適した評価方法であるのかも踏まえて精査すること。また、必要に応じて日本語教育の参照枠の各レベルを判定する熟達度の評価の実施についても検討すること。	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	添付書類で示された「修了認定用ルーブリック」（スピーチ・会話・作文）では、数値化された各項目のレベル評価を平均化し、一定以上で合格とする設定とされているところ、各項目の平均値により判断することや、B2到達の判断基準について、更に検証を加え精査すること。	
	学習上の支援体制	法 2条3項2号ニ 認 29条	学則では、「教育課程の総合成績がD以上であること」等により、修了の認定がされることとなっており、修業期間中の成績によっては、途中で修了要件を満たせないことが確定してしまうことが懸念される。このため、修業期間の途中で修了不可とならないように、それぞれの学習段階において十分に学習支援を図ること。また、最終学期で修了要件を満たせず、1度の再試験にも合格できない結果、修了不可となった場合の対応について、適切な救済措置や在留管理上の措置を具体的に検討すること。	

15	日本語教育機関名	JCL 外国語学院		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	株式会社 JCL
	設置課程分野	留学	合計収容定員数 (人)	630
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程／日本文化・言語2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	修業期間・学習時間 学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(3)(5)	進学課程の到達目標はいずれも同一とされているが、B2レベルの学習時間は、2年課程と他課程とで大きな差がある。その違いについて、2年課程では「副教材に厚みを持たせて実施する」との説明がなされたところ、同一の到達目標を達成するために、学習時間の差による学習内容や活動の違いについて、担当教員や生徒と情報を適切に共有すること。	
	授業科目 教材等	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)(7)	「総合日本語」の各言語活動別授業科目は同一教材で実施する計画であるが、テキストのどの箇所をどの授業科目で扱うのが明確に示されていないため、生徒及び教員が混乱しないよう学習範囲などの情報を適切に共有すること。また、授業科目「作文・記述」と「総合日本語（書く）」は、テキストによって授業科目を分けているとの説明であったが、授業科目を設定する考え方として、テキストによる区分ではなく、日本語教育の参照枠を参考に到達目標及び学習内容に基づいて整理すること。	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	「進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程」と「日本文化・言語2年課程」が設けられているが、これらの目的や到達目標の違いが分かりにくいいため、入学説明会、入学募集要項、WEBサイトなどで、入学希望者に対して明確に課程の違いを伝えること。	
	入学者の日本語能力等の確認	法 2条3項2号ハ 認 27条	日本語能力は公的試験の合格証明又はオンライン試験により確認し、面接においては確認しないとのことであったが、進学課程は学習開始時のレベルがそれぞれ異なることを踏まえ、各課程で学習を開始することができる日本語能力の有無を適切に判断するための方策を検討すること。	

16	日本語教育機関名	TCJ日本語学院 留学校		
	機関所在地	東京都新宿区	設置者	株式会社TCJグローバル
	設置課程分野	留学	合計収容定員数(人)	1316
	設置課程	進学準備2年課程／進学準備1年9か月課程／進学準備 1年6か月課程／就職準備2年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価を実施するに当たっては、評価に関与する機関内外の教職員や関係者が、その実施体制やプロセスについて十分理解した上で必要な評価が行えるよう、点検・評価の全体像を機関において整理し明確に示すこと。	
	主任教員	法 2条3項2号イ 認 5条 確 2(1)⑤	設置者の傘下の関連機関と連携し独自に開発されたレベル設定や教材を活用した日本語教育課程が適切に実施されるよう、当該機関における教育課程の編成・運用や他の教員への指導を担う責任者として、その理念や教育手法を伝達することの意義を踏まえ、所属する教職員や生徒をはじめ、機関の内外に対して十分に説明できるよう努めること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	様々な研修が用意されている一方で、その多くは手当のない任意参加となっているところ、多数の教員が所属する当該機関において、個々の教員が授業内容や方法の改善を図れるよう、特に本務等教員ではない教員のキャリア形成も十分に考慮しながら、研修への参加機会の充実に努めること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	「総合日本語」の授業科目については、学習成果の評価における到達度評価と熟達度評価の関係を明確化し、その評価内容や基準を生徒に分かりやすい形で共有すること。また、「試験対策」の授業科目については、既に計画されている形成的評価も活用しながら、教育課程全体の到達目標や学習目標との関連性も踏まえた評価活動の実施に努めること。	

17	日本語教育機関名	ICA国際会話学院 博多校		
	機関所在地	福岡県福岡市	設置者	株式会社アイ・シー・エイ
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	主任教員は週12単位時間の授業担当に加えて、オリジナル教材の作成、教員研修、生活指導、入学者選考等の複数業務を兼務するが、本務等教員2名の教育経験が浅く、主任教員を十分に支える体制とはなっていない。教員の配置、業務内容・分担の見直し等により体制を再考し、主任の過剰な業務を解消すること。	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	添付書類(30)「寄宿舍の概要が分かる書類」においては特定の寄宿舍の記載はないが、面接審査において寮を準備する説明があったことから、借上げ等であっても寮がある場合は学則に記載すること。	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	添付書類(31)及び公開中のホームページでは、授業科目及びその内容、職員の数並びに点検、評価及び結果の公表体制について十分に示されておらず、また、課程の名称及び学費の記載に誤りがあることから、適切かつ正確に情報を公表すること。	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	添付書類(32)の点検・評価項目は、各項目のエビデンスが定性的なものであることから、定量的なエビデンスに基づき点検・評価を実施すること。さらに、面接審査で説明したように、卒業生をはじめとする関係者の声を幅広く反映する等して、より精度の高い評価を実施できる体制を整えること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	中堅教員に対して計画されている研修は、実質外部研修の1回のみであるところ、教育の質の維持・向上の観点から、今一度研修について整理し、キャリア形成を図るための系統的・段階的な研修を充実させること。	

入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	入学者の選考に関して、グループ校全体の統括機関として学生募集活動を一括して行う設置者と、個々のグループ校の間における選考体制が明瞭になっていないので、選考の手順及び方法を明確にし、適切な募集・選考体制を整えること。
--------	--------------------	---

18	日本語教育機関名	神奈川県相模原市		
	機関所在地	神奈川県相模原市	設置者	学校法人平井学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	自己点検の実施に当たっては、実施主体、実施時期、点検・評価の方法及び結果の取りまとめ方法を含めた実施スキームを明確にするとともに、点検結果をどの範囲まで、いつ、どのような方法で外部に公表するのかについても、あらかじめ具体的に整理すること。 また、情報の公表については、自己点検の点検項目、評価結果及び改善状況に加え、認定法施行規則第7条に規定される事項について、学習者及び関係者が容易に理解できるよう、体系的かつ分かりやすい形で公表内容を整理・充実させること。	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	専門学校全体の学則と日本語学科に適用される規則との間で、記載内容や運用に相違が見られる点については、学習者に混乱を生じさせるおそれがあることから、相違点や不整合な記述を整理し、内容の整合性を確保すること。 また、学則はホームページ等において公表されるものであることを踏まえ、専門学校全体の学則と日本語学科の規則との重複部分については整理を行い、適用範囲や位置付けが明確となるよう構成を見直し、全体として理解しやすい内容とすること。	
	教育課程の到達目標・到達レベル	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)	教育課程の到達目標及び到達レベルについては、外部に公表される情報であることを十分に認識した上で、各レベルの設定と学習内容との対応関係が明確に読み取れるよう整理すること。特に、到達レベルごとに求められる日本語能力や運用場面が、教育内容及び評価方法と整合的に示されるよう留意し、学習者及び関係者に対して教育課程の全体像が適切に伝わる構成とすること。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	特に「学習を自ら管理する能力の育成」に関して、個々の授業科目ごとの取組として位置付けるのではなく、教育課程全体を通じてどのように育成していくのかを明確にすること。その際、入学から修了に至るまでの学習段階に応じた支援や指導の在り方、自己目標の設定、学習の振り返り及び改善を促す仕組み等について整理し、教育課程全体の中で一貫性をもって体系化すること。	

修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	修了要件については、外部に公表される情報であることを踏まえ、日本語教育課程編成のための指針5-2(9)を参照の上、出席率の取扱いについて明確にすること。特に、出席単位時間の算定方法、欠席・遅刻・早退の扱い、補講を実施した場合の出席認定の考え方等について具体的に示し、学則及び関係規程間で解釈に相違が生じないように整理すること。
-------	---	---

19	日本語教育機関名	巣鴨日本語教育学院 東京校		
	機関所在地	東京都豊島区	設置者	株式会社JY不動産
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	80
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	生活指導担当者等	法 2条3項2号ニ 認 32条 確 2(4)①	生活指導担当者に常勤でない者が含まれていることから、必要時に迅速な対応が可能となるよう、機関内の連携体制を明確にすること。また、経験の浅い担当者については、生活指導及び進路指導の経験が豊富な生活指導担当者を中心とした育成体制を整備し、体制強化を図ること。	

20	日本語教育機関名	Seven Stars 日本語学校		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	Seven stars国際株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	専門学校・短期大学・大学進学2年コース／専門学校・短期大学・大学進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	様々な媒体を活用した情報提供に当たっては、媒体間での情報の整合性がとれるよう、現地での募集説明会における説明内容と同様の情報をホームページでも公開するなどの措置を講じること。そのほか、特にホームページにおける学則、授業内容、募集関連の情報発信の充実を図り、入学希望者が様々な方法で情報を得ることができるよう努めること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	全10回以上行う研修も含め、極めて多くの研修が計画されていることから、各教員にとって負担が大きくなるおそれがあるため、開校前の時間的余裕がある時期だけでなく開校後も業務に支障を来すことのないよう、教員自身も自律的に学ぶ力を付けるといった視点も含め、持続可能な包括的研修となるよう必要な措置をとること。	
	教育課程編成の考え方	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)	当該機関の理念や目標として掲げる「和」や「自律的に学習する姿勢」の育成のために設定された一部の授業科目については、授業内の構成や時間配分の改善を含め、実際に入学する生徒の状況や特徴等も踏まえながら、適切に実施すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	多様な評価の実施が想定されているところ、全ての教員にとって実施可能な評価方法となるよう、評価基準をより明確にし、それを教員及び生徒に共有すること。	

21	日本語教育機関名	名古屋経営会計専門学校 日本語科		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	学校法人小津奨学会
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	320
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	学則は、機関運営における判断の基準や根拠として公表されることから、納入金の返還、公欠、除籍に関する規定をはじめとした記載内容について、表現の細かな部分も含めて精査すること。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	「語彙・漢字」の科目内の「漢字」で設定された到達目標を踏まえ、単に漢字を習得させるだけでなく、それらを用いた漢熟語の積極的な学習を通じて語彙力の育成を図るよう、内容及び手法を工夫すること。	
	修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	修了要件の一つとして掲げる「出席率95%以上」は、日本語教育課程の授業時数に含まれないものの、履修を必須としている「生活指導」の出席も含めて算定するとのことであったが、日本語教育課程の修了判定は、当該課程における出席状況や学習成果の評価をもってされるべきことから、「生活指導」の出席率については日本語教育課程の修了要件とは区別して扱うこと。	

22	日本語教育機関名	メロス言語学院		
	機関所在地	東京都豊島区	設置者	学校法人香川学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	1160
	設置課程	進学2年課程／進学1年9か月課程／進学1年6か月課程／進学1年3か月課程／進学1年課程／準備教育2年課程／準備教育1年6か月課程／準備教育1年課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	実施主体、役割分担、実施時期、評価方法、結果の取りまとめ及び改善への反映方法等を含め、実施体制の内容をより具体的に整理し、継続的かつ実効性のある自己点検・評価が行われる体制を明確にすること。	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	評価及び修了要件に関する規定について、評価及び進級に関する詳細を学則外に定めているのであれば、委任していることが明確に分かるよう規定を整備するとともに、追試及び補講に関する取扱いについても明示すること。	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条	進学課程と準備教育課程との違いについて、入学前の広報段階から学習者に十分理解されるよう、教育内容及び履修形態の相違点を明確に周知すること。特に、準備教育課程において日本語教育に関する授業を行う期間の前後に基礎教科の授業が配置されている点等について、具体的に説明すること。	
	教育課程編成の考え方	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)	「学習者が学習を自ら管理する能力の育成」については、単に学習の振り返りを行わせることにとどまらず、その確認方法、指導の在り方及び育成内容を明確にし、教育課程全体の中で体系的に位置付けること。また、授業科目「文字」については、授業科目として設定されている到達目標と実際の授業内容との間に一部そごが認められるため、授業内容に即した到達目標となるように見直し、整合性を確保すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	評価項目として試験及び自己評価のみが示されているにもかかわらず、成績判定においてポートフォリオ評価も加味されることとされている点について、その位置付け及び評価方法が不明確であるため、評価項目、評価方法及び成績判定との関係を整理し、明確に示すこと。	

23	日本語教育機関名	専門学校長野ビジネス外語カレッジ		
	機関所在地	長野県上田市	設置者	学校法人ISI学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	540
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	自己点検評価の各項目について分担、評価基準資料を明確にするとともに、評価全体の体制について整え、確実に実施すること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	経験の浅い教員が多いことを踏まえ、主任教員を中心に、教員が日本語教育の参照枠に対する理解をより一層深めるための研修を確実に実施すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	学習評価について、教員間で認識の統一を図るとともに、生徒に分かりやすく周知すること。	
	学習上の支援体制	法 2条3項2号ニ 認 29条	学習の継続が困難である生徒の支援のための個別指導時間については、試験不合格、追試、補講などの設定を含め算出根拠について見直し、確実に実施すること。	

24	日本語教育機関名	東京桜橋外語学院		
	機関所在地	東京都墨田区	設置者	T&Tグローバル株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	144
	設置課程	進学2年コース／進学1年9か月コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	添付書類(31)情報公表の概要が分かる書類では授業科目の内容を十分に示していないことから、各授業科目で何を学ぶことができるのか入学希望者をはじめ閲覧した者が誤解なく理解できるよう、ホームページで授業科目の内容を分かりやすく示すこと。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	項目「教材等」の留意事項や、上級レベルについて言語活動ごとの到達目標を達成するために必要な授業方法、教材、評価方法等も含めて自己点検・評価を行い、その結果を機関内の組織的かつ計画的に扱う研修に取り入れること。	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩		
	教材等	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(7)	市販教材を使用する際は、著作権を侵害することのないようにすること。	

25	日本語教育機関名	熊本国際日本語学校		
	機関所在地	熊本県熊本市	設置者	Plus ten株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	曜日ごとに異なる複数の教員が授業を担当する場合であっても、クラス担当者を設置するなど管理運営上の責任の所在を明確にした上で、生徒の情報共有や授業の引継ぎが遺漏なく行われるよう、教員間の連携体制を整えること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑩	特に経験の浅い教員に対する支援として、メンター制の研修を実施するとの説明がなされたところ、当該体制を進めるとともに、研修回数を充実させ、単発的な研修に終始しない中長期的な研修体制を整備すること。	
学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	ルーブリック評価及び自己評価シートについて、一部不明確であった評価の詳細を明確に定め、事前に教員及び生徒と共有することで、評価の透明性を確保すること。		

26	日本語教育機関名	共立日本語学校		
	機関所在地	東京都文京区	設置者	株式会社マイルストーン
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習上の支援体制	法 2条3項2号ニ 認 29条	面接審査において、入学選考後に日本語能力が低下した生徒に対し、入学後に個別の学習支援を過去に行った経験が機関から示された。A2レベル相当で入学後、B1レベルから学習が開始される進学1年6か月コースにおいても同様に、入学後の学習にスムーズに適應できるよう、生徒の状況に応じて補習等の適切な支援体制を整備すること。	

27	日本語教育機関名	SCG日本語学校		
	機関所在地	京都府京都市	設置者	株式会社エスホールディングス
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	500
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	授業時数等	法 2条3項2号ハ 認 20条	母国でA1レベルを学んだ進学2年コースの生徒はA1レベルの復習から開始する一方で、母国でA2レベルを学んだ進学1年6か月コースの生徒はB1レベルから学習を開始する計画であり、B1レベル以降は同一内容の授業が配置される形になっている。B2レベルを到達目標として、進学1年6か月コースの生徒がB1レベルから円滑に学習を開始できるよう、ICT等による来日前学習や、課程における形成的評価等の充実などを採り入れ、いずれのコースも無理のない教育課程となるよう努めること。	
	修業期間・学習時間	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(3)		

28	日本語教育機関名	みのり国際学院		
	機関所在地	山梨県韮崎市	設置者	HIKARI JAPAN株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	経営を担当する役員が事務統括者を兼務する体制となっていることに留意し、それぞれの役割にかかる業務負担を踏まえて、事務局職員等の適正な人員配置や業務分担を改めて検討すること。	
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	入学希望者等が分かりやすいよう、かつ誤解を与えないように「日本語教育課程の授業科目及びその内容」におけるレベル別での授業内容及び学習時間の割合等の記載内容を工夫すること。 特に「みのり学習」についてはホームページへの掲載に加え、提携機関にも理解を求めた上で、入学希望者等への説明会の際にも丁寧に説明を行い、入学後の生徒の履修に当たり混乱が生じないようにするとともに、主任教員以外の担当教員においても一定の水準で実施及び評価ができるように、学習内容について教員間で認識の統一を図ること。	
	入学者の募集	法 2条3項2号ハ 認 26条		
	授業科目	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(6)		
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑩	研修の大部分が全教員を対象としたものであり、また、キャリア別研修は外部研修のみとなっているため、学内でも段階的な研修を計画し実施すること。	

29	日本語教育機関名	専門学校穴吹ITビジネスカレッジ日本語学科		
	機関所在地	香川県高松市	設置者	学校法人穴吹学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	312
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	校長	法 2条3項2号イ 認 4条 確 2(1)①	校長及び副校長は教育分野での経験は長いものの、日本語教育機関における経験がなく、日本語教育分野に固有の知識も十分とは言えないことから、他のグループ校との連携を図り、学内の教職員の協力を得つつ、必要な知識、技能及び経験の蓄積に努めること。	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	点検・評価を行う体制について、複数の評価委員会を擁立しているが、各委員会の担当者、役割及び機能を明確にすること。また、評価項目について、達成・適合の程度を確認する方法を精査した上、実施内容及びその成果を第三者が確認可能な根拠をもって示せるようにすること。	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	学則の項目間で記載が矛盾する箇所及び誤字等の表現上の誤りが散見されるため、記載内容を精緻化すること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	教員の資質向上のための一般的な研修だけでなく、機関の教育目的・目標を達成するため、機関の目指す全体像により照準を合わせた組織的（段階的・体系的）な研修計画を策定すること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	他の科目が言語技術の向上を目的としているのに対し、「多文化理解」については、多様な文化に触れ気付きや学びを得ることが目的なのか、授業内で考えたことが発表できるようになるという言語技術の向上が目的なのか曖昧となっている。科目全体における当該科目の位置付けを整理し明確にするとともに、仮に文化的な気付きなど数値化しにくいものを科目の目的とするのであれば、評価の根拠と方法を示すこと。	

入学者の日本語能力等の確認	法 2条3項2号ハ 認 27条	進学1年6か月課程ではB1レベルから学習が開始されることから、選考試験において、課程の目的、レベルに見合った日本語能力を確認し、適切な生徒選抜を行うこと。また、入学希望者に対して行う筆記試験の内容及び面接試験の評価基準を明確にすること。
---------------	--------------------	--

30	日本語教育機関名	専門学校徳島穴吹カレッジ 日本語学科		
	機関所在地	徳島県徳島市	設置者	学校法人穴吹学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	140
	設置課程	進学2年課程／進学1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	日本語教育機関の経営に必要な知識又は経験を有すること（法人の場合、経営を担当する役員）	法 2条3項1号ロ(2) 確 1(2)イ～ニ	所属する18名の教員のうち、本務等教員は主任教員を含めて4名であり、校長や副校長は日本語教育の経験がないという機関の体制を踏まえ、日本語教育課程の編成や教育の質の改善に関して、主任教員に過度な負担がかからないよう、他のグループ校との連携や教職員の体制の強化に努めること。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	非常勤の教員が多く占めるという教員体制を踏まえて、特に非常勤教員に対するキャリア形成や授業の質向上のための研修をより充実させること。	
	教育課程編成の考え方 教育課程の到達目標・到達レベル	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(1)(2)	教材の選定を含めた教育内容の実践に当たっては、主な進学先をより具体的に想定した上で必要となる日本語能力を精査し、課程の到達目標を各科目の学習目標や教育内容に具体的に反映させること。	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	学習成果の評価について、到達度評価については科目ごとの評価と科目内の言語活動ごとの評価、及び科目を超えた言語活動ごとの評価があり、それとは別に、各テストの成績によって熟達度を測るなど、成績評価の仕組みが非常に複雑なため、評価の頻度や方法、目的等について整理して生徒に明確に示すこと。	

31	日本語教育機関名	日本学生支援機構大阪日本語教育センター		
	機関所在地	大阪府大阪市	設置者	独立行政法人日本学生支援機構
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	295
	設置課程	進学準備教育1年課程／進学準備教育1年6か月課程		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	多様な評価方法と、最終的な成績評価及び課程修了判定との関連性が明確に示されておらず、各評価結果をどのような基準及び割合にして最終の成績及び修了の判定がなされているのかを十分に把握することができなかった。このため、評価の仕組みについて、各評価の位置付け及び最終評価への反映方法を明確にし、その内容を学習者に対して適切に説明できるよう、評価体系及び判定基準の明確化を図ること。また、評価の公正性及び一貫性を確保する観点で教員間の評価基準の統一が重要であることから、単に評価項目や基準を形式的に整合させるにとどまらず、評価の本質的な目的や意義についての共通理解を深める取組を行うこと。	

32	日本語教育機関名	文化外国語専門学校		
	機関所在地	東京都渋谷区	設置者	学校法人 文化学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	280
	設置課程	進学1年上級後期課程(B2-C1)／進学1年上級前期課程(B1-B2)／進学1年中級後期課程(A2-B2)／進学1年中級中期課程(A1-B2)／進学1年6か月上級前期課程(A1-B2)／進学1年6か月中級後期課程(A1基礎-B2)		
	留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容	
	学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	評価項目の「提出物」に関し、面接審査において「期日までに提出できたかどうか」を基準に評価するとの説明があった。当該評価項目は、課程の修了要件判定にも含まれる上、A2からB2の学習レベルにおいては、評価全体の1割を占めることから、提出の有無による事実評価ではなく、生徒の学習成果が確認できる評価基準を適切に設けること。また、各授業科目においては多様な評価項目が設けられているが、レベルにより評価項目の構成割合が異なり、それぞれの評価項目が複雑であることから、生徒や教員が評価の認識を共有し、そごが起きないように努めること。	

○不認定とした日本語教育機関

1	日本語教育機関名	かなで日本語学校		
	機関所在地	兵庫県尼崎市	設置者	ONE OF A KIND株式会社
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	基準を満たしていないと判断された項目	根拠規定	理由	
	教育課程の到達目標・到達レベル	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(2)	進学2年コース、進学1年6か月コースともに8科目で構成され、それぞれの科目に複数の言語活動が設定されているが、言語活動に対応する到達目標Can do、学習成果の評価に整合性がない。科目によって、設定されたうちの一部の言語活動に対応する到達目標Can doが設定されていないこと及び到達目標Can doが設定されていない言語活動について、評価手法が設定されていること等が確認された。以上より、教育課程について、学習目標の整合性を欠き、レベル間の評価の一貫性が確保されているものとは認められない。	
	学習内容	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(5)	進学2年コースはB2の上級レベルに400単位時間、進学1年6か月コースは220単位時間を充てることとしている。しかしながら、当該レベルで実施する「総合日本語」以外の6科目については、学習目標Can do、学習成果の評価・成績、授業科目の概要、及び教材が全て同一の内容である。進学1年6か月コースにおける当該レベルの学習内容、実施方法及び形式に、学習時間の短縮を補うための内容の工夫等は確認できず、当該学習目標を達成するために必要な教育内容が、適切な学習時間のもとで体系的に定められているとは認められない。	
教材等	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(7)	8科目中3科目は自作教材を使用することとなっているものの、その具体的な内容の説明としてなされたものが、AIを使って教材を作成する、「試験対策」での自作教材が不足したら市販教材を使用するといった終始曖昧かつ漠然としたものであった。よって、授業科目別の学習目標や、学習内容、学習効果に照らして適切な教材が選定されているとは言えない。		
学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	8科目中6科目に自己評価やポートフォリオ評価が含まれ、20%から50%の比率で成績に反映される仕組みとなっている。自己評価やポートフォリオに関する評価が生徒本人の過大評価であっても尊重するとしており、科目ごとに定めた学習目標が達成できたかを判定することに結びついておらず、生徒の学習成果を適切な方法で評価しているとは言えない。科目ごとの総合評価の得点率による判定では、E:40%未満を不合格としているが、同仕組みで40%以上を合格とする当該基準について合理的な説明は得られず、教育課程で設定された到達目標の達成度を適切に測る基準とは言えない。		

2	日本語教育機関名	ひかり日本語学校		
	機関所在地	愛知県名古屋市	設置者	学校法人レムナント学園
	設置課程分野	留学	合計収容定員数（人）	100
	設置課程	進学2年コース／進学1年6か月コース		
	基準を満たしていないと判断された項目	根拠規定	理由	
	学則	法 2条2項3号 規 1条3項9号、2条	収容定員数・クラス数に関して、様式第2号（申請書別紙）においては、進学2年コースでは60人・3クラス、進学1年6か月コースでは40人・2クラスとの記載がある一方で、様式第10-4号（教室別授業計画）及び添付書類(8)（事業計画書）においては、進学2年コースでは40人・2クラス、進学1年6か月コースでは60人・3クラスと読み取れる記載があり、全くの逆の記載となっている。また、添付資料29（学則）では、進学2年コースの入学定員を30人とする記載が見られる。面接審査においてこれらの点を指摘した際には、機関側からは明確な説明を得ることができなかった。さらに、学則で別に定める扱いとなっている内部規定との間で記載にそごが生じており、記載漏れが多く正確に記載されていない。以上、課程設置の際の定員・クラス数の設定に関し申請書類に記載の整合が取れていないことから、課程の定員及びクラス開設の設置計画に一貫性が認められない。	
	修業期間・学習時間	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(3)		
	情報の公表に関する体制	法 2条3項2号イ 法 3条1項 規 4条 認 9条	様式第8号においては、日本語教育課程の授業科目及びその内容並びに学則について公表するとしているが、添付書類(31)や入学案内、機関案内及び日本語教育機関のホームページには日本語教育課程の授業科目及びその内容の記載がなく、学則には日本語教育課程の授業科目名の記載はあるものの授業科目の内容に関する記載はない。よって、公表すべき項目のうちの一部が確認できないため、具体的な掲載内容について検討がなされているとは認められない。	
	評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	「財務に関すること」のうち仲介手数料の適正性に係る項目についての具体的な記載がない。 評価項目については記載があるものの、単なるチェックリストの形式でしかなく、具体的な評価基準、実施要項等に関する記載がない。 以上から、根拠に基づいた点検及び評価を実施する必要な体制が整備されていることが確認できない。	
	組織的な研修に関する体制	法 2条3項2号イ 認 10条 確 2(1)⑪	教員全員が同じテーマの内部研修を受講することにとどまり、OJTを含む職位等に応じた研修目的、内容など体系的な研修計画が確認できない。また、日本語教員としての経験が浅いにもかかわらず、多くの研修を実施する主任教員について、専門性向上のための外部研修受講計画等も確認できない。さらに、一部の研修を除き研修費が予算化されていない。以上から、系統的・段階的な人材育成計画が整備されていると判断できない。	

修了の要件	法 2条3項2号ハ 認 28条 確 2(3)⑥ 指 5-2(9)	修了要件の1つに「定期評価・形成評価・課題・学習・生活態度の総合評価がD評価（55%未満30%以上）以上であること」とあるが、30点以上で修了とする判断基準、加えて、E評価（30%未満）の場合はD評価になるまで同じレベルの再試験を受けられる点について、合理的な説明は得られなかった。また、ポートフォリオ評価についてはA2レベル以外には記載されておらず、具体的な評価方法に関する内容が確認できない。以上のことから、学習成果の評価基準・方法及び課程の修了要件が適切に定められているとは認められない。
学習成果の評価	法 2条3項2号ハ 認 22条 確 2(3)⑥ 指 5-2(8)	
留意事項の該当する項目	根拠規定	留意事項の具体的内容
評価等に関する体制	法 2条3項2号イ 法 8条1項 規 7条 認 9条 確 2(1)⑩	設置代表者の親族が評価者となり第三者評価を行うことの妥当性に関しては、機関内で意見が一致していなかったところ、妥当性・公平性が担保されるよう、第三者の中立的な立場で客観的な評価を行う観点から評価者の見直しを検討すること。
担当授業数	法 2条3項2号イ 認 7条 確 2(1)⑨	様式第10-4号「教室別授業計画」において、同じ教員が同じ時間帯に複数の教室を担当する誤記があり、適切性を判断できないため、改めて教員の稼働計画を策定、確認すること。
校長	法 2条3項2号イ 認 4条 確 2(1)①	様式第6-3号において、2名の教員の資格として「日本語教員免許」と記載されているが、一方が「登録日本語教員」のことであり、もう一方が「日本語教育検定試験の合格者」のことであるにもかかわらず、校長は違いを理解していないなど、日本語教育機関の運営に関する基本的な知識の不足が見受けられた。また、設置代表者との意見の相違があったことに加え、提出書類作成者との認識の違いによる書類記載上の不備が多く確認されたため、組織内での教職員の指導・連携、役員との連携・情報の共有に努めること。